

事務連絡
令和2年11月25日

(公財) 日本動物愛護協会 御中
(公社) 日本動物福祉協会 御中
(公社) 日本愛玩動物協会 御中
(公社) 日本獣医師会 御中
(一社) 日本動物看護職協会 御中
中央ケネル事業協同組合連合会 御中
(一社) ジャパンケネルクラブ 御中
(一社) 全国ペット協会 御中
(公社) 日本動物園水族館協会 御中
(公社) 日本動物病院協会 御中
(一社) 日本ペット用品工業会 御中
(一社) ペットフード協会 御中
(一社) 優良家庭犬普及協会 御中
(一社) 日本ペットサロン協会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

来年2月末までの催物の開催制限について（周知）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年9月17日付け事務連絡において、11月末までのイベント等の催物の開催について取扱いをお知らせしておりましたが、このたび12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記の考え方にに基づき取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体におかれては、別添1の事務連絡を参考にいただき、催物の開催に当たっては、徹底した感染防止対策を講じていただくようお願いいたします。また、更なる感染拡大防止策の実施について、所属の会員・団体等への周知にご協力お願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染のクラスター等が発生した場合には、必要に応じ、別添2の報告書様式を活用し、当室までご報告いただくようお願いいたします。併せて、クラスターの状況を把握・分析し、対策をご検討いただく等、再発防止にご協力をお願いします。

なお、業種別の感染拡大防止ガイドラインを作成している団体におかれましては、本事務連絡に基づき、別添3のチェックリスト等も適宜ご活用いただきながら、必要に応じてガイドラインを改訂し、その徹底を周知していただきますようお願いいたします。

記

(別添) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付け事務連絡) 抜粋

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、12月1日から実施する。

なお、来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

9月11日付け事務連絡1.(1)①のとおり取り扱うこと。なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すこと。

② 収容率の目安

- ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
- イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

(2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。その上で、別紙4に該当するものについては、9月11日付け事務連絡1.(2)①に示す「十分な人と人との間隔(1m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものとして明確にするので、御留意ありたい。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等に関連し、別紙5のとおり、初詣における感染防止対策の留意事項について、取りまとめているので御留意ありたい。

(3) 人数上限や収容率の要件の解釈について

9月11日付け事務連絡1.(3)のとおり取り扱うこと。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について

- ① 関係府省庁及び関係団体における業種別ガイドラインの周知・徹底
- ② 建築物衛生法の立入検査等における周知
- ③ 都道府県等における平時からの体制構築及びクラスター発生時の連携・情報共有体制の構築
- ④ 関係府省庁及び関係団体の主体的な調査・分析、ガイドラインの改訂
- ⑤ 業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を促すための検討体制の構築

(2) 都道府県における事前相談、注意喚起

(3) その他留意事項について

3. 業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について

4. 寒冷な場面における換気等について

(別添1) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(令和2年11月12日付け事務連絡)

(別添2) 【報告書様式例】 イベント開催に伴うクラスター発生について

(別添3) ガイドライン確認の際のチェックリスト